

長島で学び、歩き、触れ、問いをみつめる



の記憶

長島愛生園  
ワールドワーク・  
ワークショップ

長島愛生園内の建造物や、史跡、風景などを  
未来につなぐための保存・活用を進めていくために、  
長島愛生園で生きた人々の暮らしや考えに触れ、  
幅広い分野の参加者同士で学び、歩き、感じ、  
「今後何をやるべきか」を考える  
フィールドワーク・ワークショップを  
2日間に渡り合宿形式で開催した

## 目次

はじめに

概要・タイムテーブル

### 1 レクチャー

中尾伸治 長島愛生園入所者自治会 会長  
松岡弘之 岡山大学 准教授  
パクミンジョン 豊橋技術科学大学 助教  
大月敏雄 東京大学教授 (NPO理事)

### 2 フィールドワーク

概要・地図・写真  
フィールドワークで訪れた場所・建造物

### 3 ワークショップ

概要

act1. 事実を「侵害」「行使」「保護」の観点で分析する

act3. 「気になったもの」を模写する

act4. 「新たな問い」を見つける

ワークショップを終えて  
おわりに

2009年にハンセン病問題基本法が施行され、ハンセン病療養所の将来に衆目が集まりました。岡山県では、瀬戸内市長を会長とする「将来構想をすすめる会・岡山」が2011年に長島両園の将来構想を策定し、長島愛生園の宿泊研修施設「むつみ交流館」の整備も、これに基づく施策として実現しました。「人権教育の場」としての長島の磨き上げも記載されており、将来構想は長島両園の在り方に対する地域のコンセンサスとして機能しています。現在も「すすめる会・岡山」は年3回の定例会を開催しており、全国的にも稀有な存在になっています。

語り部として活躍された入所者の高齢化に対する危惧は、語りの役割を療養所内の建造物や資料に委ねる手段として世界遺産登録運動が持ち上がり、2017年に将来構想に「世界遺産登録へ向けての取り組み」が追加記載され、私どもNPOは2018年に成立しました。

療養所を運営する厚労省は、療養所を文化財、そして世界遺産に登録するNPOの活動には賛同しないが、将来構想に記載されている以上は無視することもできない、という空気を日々業務から感じています。

NPOでは、モノ（資産）を残す意義として「モノに関わった、託された思いを伝承する」というコンセプトを掲げています。今回のフィールドワークとワークショップが、参加者の皆さんが「託された思い」に馳せる契機となり、将来構想にステークホルダーとして参画いただけることを期待します。

NPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会 理事兼事務局長 釜井大資

## 概要・タイムテーブル

2024年10月5日(土)および6日(日)に開催し、岡山県内外から約30名の参加者が集まった。

愛生園に何度も通っている方や初めて訪れる方まで、関心や世代・バックグラウンドが異なる多様な

参加者が、ともに過ごし、学び、対話をするなかで、考えが揺らぎ、深まる濃密な2日間となった。

1日目	
10:00	事前学習 (希望者のみ) 歴史館及び歴史館～納骨堂 <a href="#">ルートA</a> <a href="#">P21</a> <a href="#">MAP</a> を見学
13:00	開会
13:10	<b>語り部講話</b> 「私たちの願いー偏見と差別のない世界を目指してー」 講師:長島愛生園入所者自治会・会長 中尾伸治 氏
13:40	<b>レクチャー</b> ・「長島愛生園の自治について」 講師:岡山大学准教授 松岡弘之氏 ・「長島愛生園内での住まい方の変遷について」 講師:豊橋技術科学大学助教 パクミンジョン 氏
15:10	<b>フィールドワーク</b> むつみ交流館、十坪住宅、恩賜記念館、新良田地区等 <a href="#">ルートB</a> <a href="#">P21</a> <a href="#">MAP</a> を見学
17:30	休憩
19:00	夕食
21:00	夜の愛生園 (希望者のみ) 棧橋・収容所・監房跡等の見学、自治会事務所下から小豆島の灯りを眺める <a href="#">ルートC</a> <a href="#">P21</a> <a href="#">MAP</a>
2日目	
5:45	朝日と恵の鐘 (希望者のみ)
7:30	朝食
9:00	<b>レクチャー</b> 「ハンセン病療養所施設がわれわれに教えてくれるものー建築計画学者の視点からー」 講師:東京大学教授 大月敏雄 氏
10:00	<b>ワークショップ</b> act1-2.人権とは何か?を確認する act3. 事実を「侵害」「行使」「保護」の観点で分析する act4.フィールドワークで「気になったもの」を模写する ファシリテーター:スミカオリ 氏
12:30	昼食
13:15	共有・振り返り 「新たな問い」を見つける
14:50	閉会

1日目のほじまりとして、「語り部講話」で当事者の声を聞いた。また、ハンセン病療養施設や愛生園での自治や住まいの変遷について学んだ。  
2日目の朝は、建築計画の視点から、これからの社会のために何を学び、考えていかなければいけないのか、レクチャーを受けた。

私たちの願いー 偏見と差別のない 世界を

長島愛生園 入所者自治会 会長 中尾伸治



Lecture

ハンセン病や長島愛生園について知る

## 私たちの願い

ー 偏見と差別のない世界を目指してー

長島愛生園入所者自治会 会長 中尾伸治

皆さんこんにちは。私は昭和23年に14歳で愛生園に入所しました。戦後すぐの時期で、生活は非常に厳しいものでした。入所後すぐに「少年舎」に入りました。愛生園には「愛生学園」という学校があり、裳掛小・中学校の分教場として機能していましたが、教師はほとんどが入所者で、正式な教員は一人だけでした。治療が優先され、学業はなかなか進まず、学年を下げて勉強する人が多く、年齢と学年が一致する人はほとんどいませんでした。

当時は食糧不足が特に辛く、夕食にはジャガイモ一つだけということもありました。少年舎では自炊が基本で、醤油などの調味料もありませんでした。のりの様なものをアルマイ

トの皿で炊き、塩や砂糖で味をつけて食べるというのが当時の食生活でした。とにかくひどい思いをしたのを覚えています。それでも、戦前から入所していた先輩たちは「お前たちはいい時代に入った」と言いました。彼らは自分たちで寮や道路を作り、愛生園を広げてきた人たちでした。

愛生園は昭和5年に最初400人の定員で始まりましたが、その後は寄付で建てられた「寄付舎」が増えていきました。戦前の経済状況で国の支援が限られ、自分たちで家を建てながら生活をしました。寄付舎が建てられるきっかけは、入所を希望した親子が入れずに自殺したことでした。そのことを知った岡山市内の婦人会が寄付を集めて、6畳2間の「十坪住宅」を建て、その後も全国からの寄付で150棟が建てられました。

昭和18年には定員1450人に対し、実際には2010人以上が収容され、すし詰め状態でした。日本全国で「無頼県運動」が行われ、市民の告発によっても患者が強制収容され、無理やり収容された人も少なくありませんでした。私は自治会の役員として東京で陳情活動をしていた時、「愛生園は患者を殺した」と非難されて腹が立ちました。他の府県立の療養所は、該当地域以外の患者を断ることができましたが国立の愛生園はそれができなかった。住宅不足で受け入れられなかつ

ただけです。

私たちは、愛生園の中で自分たちのムラを作ろうと、共同生活をしていました。最近、古い「愛生」誌を読んでいると、当時の光田園長が「反社会的な患者は強制的に収容するべきだ」と述べた記述を見つけました。この言葉が強制収容のきっかけになったのではないかと思いますが、園内では少しでもよい生活をつくる努力もしていました。

私の話に移ります。私は昭和23年に入所し、18歳で少年舎を出ました。園内では養牛部に配属され、乳牛を飼う仕事をしました。家が小さな百姓だったので、役立つと思つての選択です。朝から晩まで働きましたが、今では楽しい思い出です。乳牛から絞つたミルクは炊事場を経由して皆に平等に配られました。

何年かそのような生活して、昭和31年に一時帰省で奈良のふるさとへ初めて帰りました。帰省した時には百姓の手伝いをしました。その後、兄に子供ができて「家には帰らないでくれ」と言われました。それ以降60年以上も実家には戻っていません。現在もまだ家まではたどり着いておりません。母とは、時折手紙や電話でやりとりを続けていました。私を気にかけて時々「たまには出ておいで」と誘つてくれ、旅館泊まりですけれども旅行したりもしました。母が94歳で亡く

で海に捨ててしまうことが多かったためです。光田園長は「それならば納骨堂を作ろう」と決断し、愛生園の納骨堂ができました。愛生園では全国で最も多くの遺骨が納められています。遺骨になつても故郷に戻れない現実が続いています。

岡山県内の障害者団体に声を掛けられ、話をしたことがあります。講演後にその団体の責任者に岡山の表町で会い、普通に挨拶したのですが、彼は返事をせずに横を向いて行ってしまいました。私はその時、自分も障害者なのにやはりハンセン病の元患者として、まだ差別を受けるのか、と感じました。こうした差別は療養所にいるからではなく、社会復帰した人たちでも同じだと聞きます。

岡山県主催の行事で、学校で話す機会をいただくこともあります。そうした場では「障害者として認めてほしい」と伝えていきます。ハンセン病患者はいなくなりましたので、ハンセン病の理解は難しいかもしれませんが、少なくとも障害者としての一員として受け入れてほしいという思いです。今ではハンセン病は日本での発症者は年間数人で、治療も簡単にできる時代です。しかし、社会には今も昔の隔離を原因とする偏見や誤解が残っています。

私が愛生園に入った頃にプロミンという薬が登場し、包帯だらけだった人々が回復していく姿を見ました。同じ時期に

なる前に病院からくれた電話では、「お前、顔は治ったか？手は伸びたか？」と尋ねられました。「そのままだけど、病気は治ったよ。見舞にいこうか？」と答えると、「いいわ。みんなに分かったら困る」と言つて電話が切れました。それが母との最後の会話でした。

母の死を知ったのは、奈良県への里帰り旅行中、バスガイドさんから「お母さんが亡くなったようだ」と告げられた時でした。ガイドさんに墓にいつてもらったら兄も亡くなつていふとのことでした。家族からの連絡は一切なく、母と兄を同時に失つたことをその時に知りました。さすがにショックでした。友人と奈良へ行き、母と兄の墓に手を合わせ、兄の墓には焼酎をかけ、母の墓には花を供えました。奈良の墓参りにはしばらく毎年通いました。

そんな時、愛生園で同郷の方と知り合い、その方が亡くなつた後に遺骨を家族に届けることになりました。遺骨を引き渡しましたが、家族は身内にハンセン病のことを伝えられず、お墓には納められませんでした。後に、遺骨が人目につかない場所にひっそりと埋められたと知りました。遺骨を愛生園に残しておけば良かった、と悔やみました。愛生園の納骨堂にいれば、仲間たちといられたのにと思います。

愛生園に納骨堂ができたのは、遺族が遺骨を持ち帰る途中

結核でも治療薬ストレプトマイシンが登場し、結核患者はすぐに療養所から解放されましたが、ハンセン病は隔離政策が長く続きました。昭和28年には予防法の廃止を求める運動をしました。支援は少なく、結局何も変わりませんでした。光田園長は参議院の委員会で「患者を鎖でつないでも収容するべきだ」と述べ、他の園長も同調しました。私たちは平成8年に予防法が廃止されるまで閉じ込められたままでした。その後、入所者が行つていた看護や介護の仕事が職員に代わつてきたというだけで、あとは何も変わらず、ついこの間まで私たちは閉じ込められていた。これが私たちの現実です。

中尾伸治（なかお・しんじ）  
1948年長島愛生園に入所。2011年より長島愛生園自治会長を務める。

# 「わたしたち」のハンセン病問題 ―長島における「自治」の射程―

岡山大学 准教授 松岡弘之



学生時代、らい予防法が廃止された頃に初めて愛生園を訪ねてからハンセン病問題の歴史について考えるようになり、岡山県や邑久町（当時）が行政として実施したハンセン病問題に関する資料調査に関わりました。その後、戦前の療養所における自治会活動に注目しながら、ハンセン病の歴史について考えています。この場におられるみなさんは患者や家族の方々への苛酷な人権侵害について、たくさん学ばれたことでしょうか。そのことを決して忘れてはなりません。ですが、ハンセン病についてあまり関心を持っていない人々にとつて、学校や報道などでさまざまな事実に接することがあっても、それらは遠い昔にどこかで起こった、いまの「わたしたち」

の社会では起こりえない不幸なできごとで追いやられてはいないでしょうか。実際には、療養所のなかではさまざまな制約がありながらも、「わたしたち」のくらす療養所という医療と生活が複雑に交錯する場を少しでもよくしたいという努力がつけられています。そこでの実践は、ひるがえって療養所の外にくらす「わたしたち」の地域や職場での自治とどこが同じでどこが異なるのでしょうか。そうした療養所における「自治」の歴史からハンセン病問題をみた場合、邑久光明園・長島愛生園という長島のふたつの療養所はとても重要な役割を果たしていたのではないかと考えています。

邑久光明園の前身は、いまの大阪市西淀川区に公立療養所

として設置された、外島保養院という療養所でした。その初代所長は離島での患者隔離を訴えていましたが、そのためにも全国の療養所で最も早く大正中期に自治を「与え」ました。これに青年層などが応じて療養所内の改革に乗り出しました。やがて彼らは周囲の理解と支援を得ながら、働くことができず収入のない者のために僅かな作業賃などから共有金をつみためてて互助金を支給する制度を立ち上げて運用するようになりました。1932年に彼らが作業制度改革を行った際には、肉体的・精神的にきつい附添作業に対して最も高い作業賃を支払うということを決めました。これは誰しもが患者の附添に看取られて亡くなるという事実とその意味が重く捉えられていたからです。その後、1933年には自治会内部の対立に端を発した患者の追放事件があり、1934年には室戸台風による高潮をうけ、海辺にあった療養所そのものが200名近くの犠牲者を出し、壊滅してしまつたのでした。その結果、外島保養院は1938年に光明園として岡山に移転することになりました。外島保養院は、いわば「自治」が出発した療養所といえるでしょう。

一方、長島愛生園は1930年に初の国立療養所として、全国の療養所の規模拡大が進められるなかで設置されました。初代の療養所所長は日本のハンセン病政策に大きな影響を与え

た光田健輔医師です。光田は入所者の自治を認めようとせず、自らの意向に沿う患者を要職にするかたちで入所者を管理していました。しかし、こうした方針は療養所が急激な膨張を つづけたことで連絡体制としては次第にほころびをみせるようになり、1932年に入所者の要求を認めて患者総代が置かれたことで、入所者の意見集約やそれにもとづく園との交渉が進みました。しかし、当局は収容を急ぐあまり入所者の生活改善のための具体的な要望が顧みられることは少なく、次第に園と入所者が対立を深めるなかで、ついに1936年に長島事件という幹部職員の更迭と自治を要求する事件として噴出することになったのでした。事件は部分的な自治を認めるかたちで終熄します。光田のもとでさえ「自治」が認められたということは、入所者の意志を汲み取らねば療養所の運営がむずかしいことを浮き彫りにすることになりました。そうした意味で愛生園は「自治」の広がり象徴する療養所といえます。

ただし、入所者の「自治」が実現したことじたいは何かのゴールではなく、出発にすぎないものです。実際には、日々の療養生活のなかで、園や職員や入所者同士との関係、取り上げべき課題と優先順位、リーダーシップや公正な意思決定のあり方など、入所者の自治はさまざまな試練に直面し、運営

はしばしば混乱しました。このような「わたしたち」の療養所はどうあるべきを問いつづけた一人一人の姿を、園や入所者が作成したさまざまな記録から読み解こうとしているのですが、美濃川辰雄であれ、岸野草であれ、小山善々子であれ、清田将三であれ、坂井まさるであれ、その思いや行動には私自身胸を打たれるものが少なくありません。図書や雑誌などは比較的手に取りやすく、さまざまなハウスでは毎月第3金曜日に「愛生を読む会」も行われています。とはいえ、入所者の手許にあった記録や、園の運営に関わる記録の調査は各療養所とも道半ばのように思われます。また一部は長島愛生園歴史館や光明園社会交流会館でも公開されていますが、インタビューなども進められているようです。これら記録と記憶に関わる調査がすみ、公文書管理制度や個人情報保護制度なども参照しつつ、その保存・活用が図られていくことも、ハンセン病問題に関わった人々の歴史を具体的に明らかにするうえで不可欠なことではないかと考えています。

【資料】岸野草「学問の目的」

〔外島タイムス〕一九三二年五月、国立ハンセン病資料館蔵

凡そ僕等は何の目的あつて学問をしていのでせうか！或る人はこう言ひます。「何だ此の様な病氣になつて学問をしたつて何んにもなりはせないではないか。」何と云ふ浅はかな捨鉢的の考へでせう。僕等はたとへ肉體は

## 長島愛生園の住宅と暮らしの変遷

豊橋技術科学大学 助教 パクミンジョン

本日は、これまで長島愛生園で行ってきた文献調査と入所者の皆さまへのインタビュー調査をもとに、療養所内での住まい方の変遷についてご紹介します。私が初めて長島愛生園に訪問したのは2016年の秋です。自治会長さんへのインタビューと十坪住宅の調査を予定していた研究室の先輩に同行する形で、1泊2日の日程でした。事前にハンセン病や療養所について研究資料を読み頭に入れていたつもりでしたが、自治会長の中尾さんから直接お話を伺いながら、ごく表面的な一部しか理解していなかったことに気付き、当事者の語りの重さを痛感しました。思い返せばその日の記憶がここまでくる原動力になっているのだと思います。

亡びても真の価値ある、永久の人間の姿である精神、此の精神だけは腐らしたくありません。否、たとえ、どの様な事があつても亡びさしてはなりません。果して僕等は何の為に此の世に生きているのでせうか。食べる為でもなければ、勿論遊ぶ為でもありません。皆千差万別の希望及び目的を心にいだいて生きているのです。さらば希望及び目的等を實現するには結局学問の力にあるのです。文明文化の進んだ今日何一つとして学問の力に基づかないものはないのです。数ふれば数限りのなき学問の力！なんたる偉大なる力でせう。けれども学問ばかりあつても駄目です。血もあり、涙もあり、互いに助け合つてこそ世の中は立つて行けるのです。野も山も、草も木も、生物全物全体が喜びの此の春に学問の目的をよく解し、又学問の必要をよく知つて、老も若きも手を取り合つて学びの道に一步一步と力強くふみ出して行こうではありませんか！！

※一部字句を改めた部分があります。

「おことわり」原稿化にあつて多くの資料を制愛したのですが、それらは岡山県ハンセン病問題資料『長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集』（岡山県、前編2007年、後編2009年）や『邑久町史』史料編下（瀬戸内市、2007年）などご覧いただくことができます。

松岡弘之（まつおか・ひろゆき）

岡山大学学術研究院社会文化科学学域准教授。著書に『ハンセン病療養所と自治の歴史』（みすず書房）がある。



図1は、全国の代表的なハンセン病療養所の分布を示したものです。現存する療養所は1カ所を除いて全て国立で、2024年5月1日現在、国立に718名、私立に2名、計720名が暮らしています。13カ所もある国立療養所の中で、愛生園が初の国立療養所であることはご存じでしょうか。「初」というと一番古いものと考えられがちですが、実際には愛生園より先に5カ所の公立療養所が存在していました。ご参考までに、多磨全生園、松丘保養園、外島保養院、大島青松園、菊池恵楓園のことで、後に国へ移管されています。愛生園はこれらの療養所を参考に、初代園長光田健輔によって理想の療養所として計画されました。

〈国立療養所〉

1. 松丘保養園(青森)
2. 東北新生園(宮城)
3. 粟生楽泉園(群馬)
4. 多磨全生園(東京)
5. 駿河療養所(静岡)
6. 長島愛生園(岡山)
7. 邑久光明園(岡山)
- 7-1. 外島保養院 (大阪)
8. 大島青松園(香川)
9. 菊池恵楓園(熊本)
10. 星塚敬愛園(鹿児島)
11. 奄美和光園(鹿児島)
12. 沖縄愛楽園(沖縄)
13. 室古南静園(沖縄)

〈私立療養施設〉

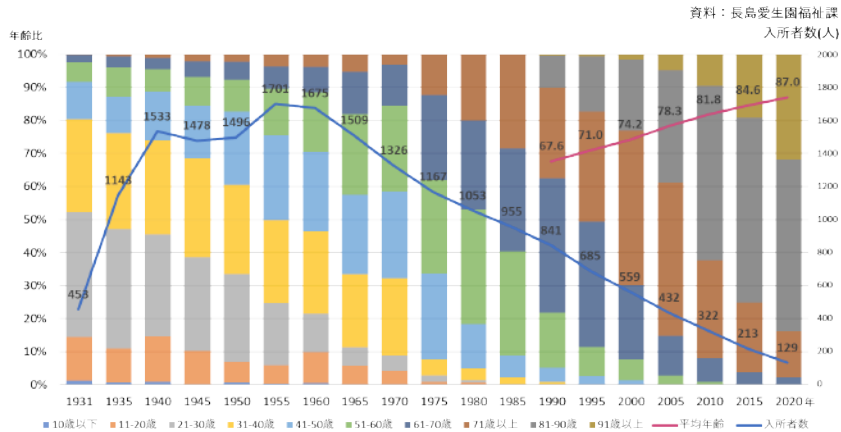
- A. 起廃病院(東京)
- B. 神山復生病院(静岡)
- C. 慰虎園(東京)
- D. 回春病院(熊本)
- E. 待労院(熊本)
- F. 身延深牧園(山梨)
- G. 聖バルナバ病院(群馬)
- H. 鈴蘭園(群馬)

※ 現存する療養所  
 ☐ 現存しない療養所

入所者数：720人  
 平均年齢：88.3歳  
 (2024年5月1日現在)



図1 全国のハンセン病療養所



\* 1990年以降の[70歳以上]の分類は、[71-80歳]に対する値。  
 \* [81-90歳]、[90歳以上]、[平均年齢]の統計値は1990年以降の値のみ。

図2 愛生園の入所者年齢比・入所者数・平均年齢推移

健康状態	世帯構成	年齢	性別	住宅名称	総称
自立した生活が可能	単身	～15歳	男/女	少年舎/少女舎	軽症舎、 一般舎など
		16～24歳	男/女	青年舎/乙女舎	
		25歳～	男/女	独身舎	
	夫婦	-	-	夫婦舎	
自立した生活が困難	単身	-	男/女	重症男子舎/重症女子舎	重症舎、 不自由舎など
	夫婦	-	-	重症夫婦舎	

表1 愛生園の住宅分類

長島愛生園には2024年5月1日現在83名が暮らしています。日本で一番多くの入所者を抱え最大で2009名(1943年)が暮らしていた時期もありましたが、現在では菊池恵楓園(127名)、多磨全生園(94名)、沖縄愛楽園(89名)について4番目となっています。図2は、愛生園の入所者に関する統計資料です。折れ線グラフは入所者数と平均年齢を棒グラフは年齢構成比を表しています。1960年代には人口減少が始まり、1970年代には超高齢社会に突入していることが分かります。入所者が減るにつれ住宅もどんどん取り壊されていきました。現在残っている建物もほとんどが空家の状態です。

事務本館や治療棟などは異なり、住宅は入所者の増減によってその数が決まるため療養所の移り変わりを如実に反映します。特に山で構成されている長島では平らな土地の確保が難しく斜面に小さな住宅がたくさん建てられたため、その傾向はより顕著に表れました。愛生園の配置図を時系列で追ってみると、山林が居住地に変わっていく様子や住宅が増えていく様子がよく分かります。

愛生園には、最も多い時で約200棟の住宅がありました。見ず知らずの老若男女が集まる療養所の特性から、入所者はいくつかの基準によって住む場所が決められました。開園当

初は男女区分のみでしたが、入所者が増えるにつれ健康状態、年齢、配偶者の有無などさらに細かく分類され、それぞれに割り当てられた住宅に住むことになりました。表1は愛生園の住宅分類とその基準を示したものです。時代によって多少の変化はありますが概ねこのような基準が適用されました。少年少女舎、青年乙女舎など特定の年齢層を対象とした住宅は群としてまとめて造成され、年相応のにぎやかな居住地区だったと言われています。

このように個人属性によって住むところが決められていたのは建物の用途調査を通して知ることができたのですが、実際にどんな生活が営まれていたのかについては残されている記録がありませんでした。そこで、入所者の方々に愛生園での暮らしの変化についてインタビューをお願いしました。引越し歴調査と呼んでいますが、具体的には住んでいた場所や住宅を順番にたどりながら当時の生活について伺っています。その結果、園内の生活圏の移り変わりや各ライフステージにおける暮らしについていくつかの発見がありました。

療養所では、歳を取ったり、結婚したり、体が悪くなったりと様々な場面で引越しが行われてきました。今回の調査では、約半数の方が就学期間に入所していたのですが、当時の少年少女舎では、毎年部屋替えが行われていたことが明らか



かになりました。寮舎ごとに寮母、寮父と呼ばれる見守り役の大人が付いていましたが、各部屋でも年長者が年少者の面倒を見られるように組み合わせられていたそうです。

また、夫婦舎への入舎は待機者リストが作成されるほど人気だったことが明らかになりました。光田園長によって園内結婚が推奨され、夫婦のための住宅供給に積極的だったことはこれまでの調査で分かっていました。実際に需要があったことが確認できました。もともとあった夫婦舎は、入所前から夫婦だった者のみを対象としていましたが、民間からの寄付住宅である十坪住宅が供給されるタイミングで園内結婚した夫婦にも対象が広がり、理想の住まいにあげられるようになったそうです。また、愛生園には様々な仕事があり、果樹園や牛舎など居住地区から離れたところに位置する仕事場もありました。このような朝晩の往復が大変な場所には住宅も合わせて建てられていたことは資料で確認していましたが、インタビューを通してこれらの住宅が新婚夫婦に人気だったことが分かりました。

そして結婚後は引越しも落ち着いてきたようです。1カ所で20年以上暮らす例が多数確認されました。近年に入り再び引越しの傾向が見られましたが、ほとんどが一般舎から介護棟への移動によるものでした。そこで2000年以降の全て

の引越し状況を配置図上で確認したところ、介護棟が集まる日出地区への移動、もしくは日出地区内での移動が大半を占めており、愛生園全体の傾向であることが分かりました。老朽化した介護棟の建替えが進み、総合診療棟も新たにオープンするなど愛生園では日出地区を集約の拠点と捉えていることが分かります。

この後フィールドワークが予定されていますが、特別な空間ではなく高齢化が進んだまちとして歩いてみてください。かつて栄えていた頃の跡や暮らしの工夫などを探してみるのも面白いと思います。

バクミンジョン

豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系助教。ハンセン病療養所の歴史の変遷等の調査・研究を行っている。

## ハンセン病療養所施設が われわれに教えてくれるもの

―建築計画学者の視点から―

東京大学教授（NPO理事） 大月敏雄

2024年、旧優生保護法のもとの強制不妊手術が最高裁で違憲とされた。また、ここ数年、東京の滝川病院をはじめとする精神科病棟で虐待や過度で不適切な医療行為が横行しているのではないかとという報道が多数なされてきているが、これらはすべて、日本近代における「住まい」と「施設」のあり方の国家的・国民的認識が生み出した現象であり、また、あらゆる個人の課題は第一義的に家族によって処理されなければならず、そうでないときに、国が施設を用意しなければならぬとする社会構成の認識を反映したものと捉えることができる。

それはまた、ハンセン病療養施設をめぐる諸課題と同じ根っ

こを有していると考えている。

こと、住まいと、施設という関係においては、日本の戦前までは、それらが融合的に供給されてきた歴史を有する。それは1911年に日本初の公的ハウジングとして登場した東京の玉姫公設長屋の建物配置に見ることができるし、1923年の関東大震災後の復興住宅供給を担った国の外郭団体である財団法人同潤会が供給した、仮設住宅や不良住宅地区改良事業にも見ることができ。しかし、戦時中から現在に至るまで、住まいと施設は、基本的には国交省と厚労省に分けて、縦割りで供給されてきた。このことは、いままも、災害応急仮設住宅の建設のあり方、すなわち、仮設の居住環



境に住宅しか建てないというやり方に、端的に、読み取るこ  
とができる。

ハンセン病療養施設の中でも愛生園は、十坪住宅をはじめ  
とする寄付によって賄われた住宅群や、その他購買施設、コ  
ミュニティ施設などの建設が居住者によって担われていた。  
すなわち、当初の医と住しかなかったブアな状態に、食・職・  
住の領域を、居住者が主体となって構築してきた（構築せざるを得なかった）という歴史を有している。そして私は、こ  
うした居住者の生活の痕跡から多くを学びたいと思っている。  
さて、日本の戦後の住宅政策面では、これまで、憲法25条の  
生存権を基盤とした住宅の確保が実施されてきたといつてよ  
からう。これは、住宅の側面からは例えば、戸数・面積・設備、  
そして人の側面からは収入階層のような数値に還元されうる  
政策論として展開されてきた。そして、国民に必要な住戸数  
が満たされた1970年代全般以降は、面積の増大、耐震対  
CO2といった課題に即した住宅の重装修備化、経済政策の  
一環としても推進されてきた。

しかるに、すでに数量的な課題は戸建持ち家、賃貸共同、  
公共住宅のいずれにおいても空き家問題に象徴されるように  
ほぼ達成の域を超えているといつていい。逆に、今深刻な課  
題となっているのは、憲法13条の幸福追求権を基盤とした、一

相談支援となる。この相談は、単に相談窓口で専門家が座つ  
ているだけの旧来の仕組みではなく、生活上のちよつとした  
課題の解決の糸口が、日常生活の延長上に仕込まれているこ  
とが重要である。なぜなら、高齢者は往々にして、自分が果  
たしてどの相談窓口に行くべきか、ということも知らないこ  
とが多いし、知ってもしかるべき窓口に自力でたどり着ける  
ような状態でないことが多いからであり、高齢社会の基本的  
課題はここに存在すると考える。この課題を解決する場所が、  
昨今注目を集めている「居場所」であると捉えている。

ここでいう居場所は、自分自身の裁量で行くかどうか決め  
られる場所であり、そこで他人に話しかけるかどうかを自分  
で決められるところであり、そこにある資源を使って自己実  
現の一部が可能になるような、そんな資源提供源であるよう  
な場所である。

この中で、自らの生活上の疑問や生活課題を、自分なりの  
言葉で居合わせた人に語りかけ、それが、近所の助け合いに  
つながったり、それを誰かが公的な相談窓口につないだり得  
きる場所となり得る。このような伴走型支援の第一歩となり  
うる相談支援が芽生える場所を、近隣で確保できていること  
が、これからの社会形成の基盤的要素となるだろう。

以上をまとめると次のようになろう。

人として尊重されたうえで、生命、自由及び幸福追求に対  
する国民の権利」を保証されたうえで、「個人としての、そ  
の人の幸福が実感できる（これがすなわちウェルビー  
ングなのでは?）」居住環境の実現である。

住宅は存在するものの、社会的偏見（ageismも含む）や縦割  
的硬直制度的に阻まれ、そこにアクセスできない、もしくはア  
クセスできたとしてもサポートがないとそこでは生きづらいこ  
とから、その人の幸福追求の基盤となる安定した居住状態が確  
保できない人々のために、先だって、住宅セーフティネット法  
の改正がなされたところである。この法改正で、同法の所管が従  
来の国土交通省だけから、同省と厚生労働省の共同所管となつ  
たことの意味は大きい。憲法25条の生存権を基盤とした住宅政  
策を踏まえ、憲法13条の幸福追求権を基盤とした居住政策へ、  
政策の方向性が転換したといえるからである。

これは、ハードウェアとしての生存（憲法25条的）の基盤  
があるのみでは人間のウェルビーイングは達成できず、そこ  
に加えて、伴走型支援の一環としての居住支援というソフト  
ウェアが保証されていく（憲法13条的）ことの必要性を表明  
したものであると、捉えることができる。

そこで、伴走型支援の一環としての居住支援、はどうやっ  
て実現できるのが課題となるが、その第一歩となるのが、

日本の、特に戦後においては「住まい」と「施設」、それから、  
「家族」と「社会・国家」という二元論的分離思想に支えられ、  
それぞれ、住宅と施設が供給され続けていた。

「住まい」においては「家族完結主義」のために、住まい  
内での虐待（主婦への過剰なシャドウ・ワークの期待、DV、  
8050問題など）が常態化することが放置されてきた。一  
方で「施設」においては「施設完結主義」のために、精神・高  
齢者施設で報道されるような、施設内の虐待、医療福祉制度  
を悪用したブラックビジネスが生じる温床ともなっている。

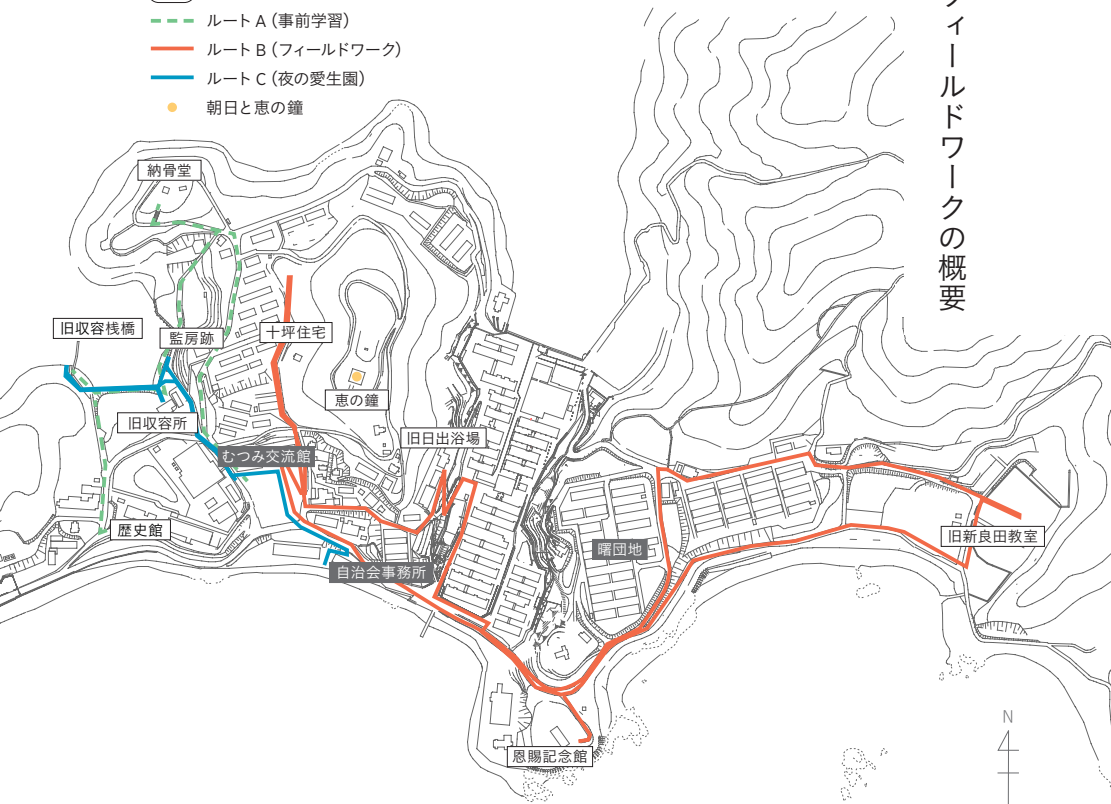
こうしたことを踏まえ、「住まいと施設」それから「家族と  
社会・国家」の開放的・相補的関係の再構築がいま求められて  
いると思う。こうした中、町のあり方（作り直し方）も大き  
く問われていて、「住まい」と「施設」が比較的身近な地域の  
中でオープンに混成し合い、さらに「住まい」と「施設」を  
つなぐ、様々な医職住の機能をもったスペース、と、様々な  
居場所の混成体としての町を、意識的に目指す必要性を感じ  
ている。

大月敏雄（おおつき・としお）

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授。NPO法人ハンセン病療養  
所世界遺産登録推進協議会理事。専門は建築計画、住宅地計画、ハウジング。

MAP

- ルートA (事前学習)
- ルートB (フィールドワーク)
- ルートC (夜の愛生園)
- 朝日と恵の鐘



園内を歩き、建造物や風景に触れ、そこで生きた時間や記憶に触れた。レクチャーの中で挙がった建造物等も訪れ、事前学習やレクチャーの内容を、実際の空間の中で肌で感じながら、当時の暮らしや思いを想像した。



# 2 Field Work

長島愛生園を歩き、触れる

## 事前学習

歴史館、旧収容棧橋、旧収容所  
監房跡、納骨堂

事前学習では、まず歴史館を周り、解説を聞きながら、ハンセン病や愛生園についての基礎的な情報を学びました。初めて愛生園に訪れる方も多く、ハンセン病について初めて知ることに戸惑いや驚きを感じている様子でした。次に収容棧橋、収容所、監房、納骨堂に向かい、建造物等の遺構や風景から、当時の患者さんや入所者等がどのような思いだったのか、想像しながらそれぞれが抱いた思いを、歩き、共有しました。



## 十坪住宅（徳島路太利等） 十坪住宅跡地

戦前に民間からの寄付と患者作業で造られた患者用住宅である十坪住宅とその跡地を見ました。一般社団法人ハンセンボランティアゆいの会からの参加者に、当団体に修復した十坪住宅「徳島路太利」の中を案内してもらい、当時の暮らしの様子等についての多くの質問についても教えていただきました。増築した痕跡や家屋外で家庭菜園をしていた痕跡などが窺え、多くの参加者が関心をもち写真を撮っていました。



## 旧日出浴場

長島愛生園が開園した1930年当初から現存する、鉄筋コンクリート造の旧浴場。当時国が建造したとだけあり、立派な面持ちを持つ建物で、女性側の脱衣所には隣接してパウダールームも備えられていました。ここを使った方がいたのか、どのような思いだったが、思いを馳せながら、翌日のワークショップで模写（スケッチ）する方も多くみられました。



## 恩賜記念館

恩賜記念館は、寄付金を元に入所者の作業により、南の山を造成して建てられ、昭和60年代に展示施設として改修されました。建物外壁の一部に使われている愛生焼のタイルは、入所者によりつくられたものでも、とても味わい深い雰囲気です。地下室には住まわれていたと考えられる形跡もあります。現在進められている登録有形文化財への答申に向けた調査の過程で分かったことや改修の履歴等の解説を聞きながら、見学しました。



## 邑久高等学校旧新良田教室 建造物群

フィールドワークの最後は、新良田エリアを訪れました。1955年に設置された邑久高校の分校の新良田教室は、国内のハンセン病療養所で唯一の高校でもあり、倍率も非常に高く、部活動や運動会や学芸会といった行事も行われたようで、他と同じような高校生たちの日常の姿があったことを想像しました。一方、愛生園にいた証ともなる学歴を、明らかにできず隠していた方も多かったというお話などを伺いました。



## 夜の愛生園・ 朝日と恵の鐘

事前学習でも訪れた旧収容棧橋等に、日が沈んでから足を運びました。また、盲動ラジオの音が消えたなか、海から小豆島など遠くに見える灯りを眺めました。2日目の朝は、希望者で、日出の時間に合わせて恵の鐘へと登りました。周囲の島々の光や船の音が、近いようで非常に遠くに感じ、昼間とは異なった様相にみえました。



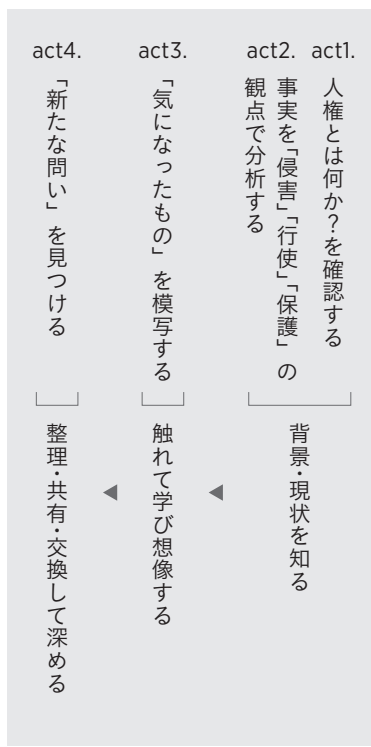
情報を整理するとともに参加者同士で意見を共有しあい、他社の考えを通して、思考を深め広げるため、ワークショップを行った。



レクチャーとフィールドワークでは、多くの入所者が「個人の尊厳を極度に抑圧した隔離政策」のもと「自らの手で、自らの生活を作ったこと」を体感しました。その内容を「人権」を切り口に協同作業でアウトプットし、「今後何を自分は知るべきか」を各々考え、新たな問いとの出会いを目指しました。

「自身の自治に基づく文化とコミュニティを形成し、人間性の回復を求め続けたレジリエンス(NPOウェブサイトより)」を具体的に複雑なかたちで学び考える経験となりました。

ワークショップの流れ



ファシリテーター  
スマカオリ  
長島愛生園歴史館 解説員・喫茶さざなみハウス 書生・  
ヨノナカ実習室 実習助手

# 3 Work Shop

問いを見つける

ワークで作成した表（一例）

侵害	行使	保護
終生隔離 (9.13) 強制収容 (9年) 13年・5 断種 (16) 懲戒検束権の付与 (9年) 5 監獄 (バス等の乗車拒否・入居拒否 園内通貨 (17等)	長島事件 (25・20) 長島大橋 (25) プロミン獲得運動 (1) 国賠訴訟 新良田校舎 (16)	長島大橋 (13) 新良田校舎 (26) 夫婦舎 (16) 音楽教室
		被災住宅

- ・「侵害→行使→保護」と変化したプロセスが示され、入所者の皆さんの困難な中での努力が読み取られている
- ・行使に分類しているが、完全な人権が保障されているわけではないことが示されている
- ・侵害、行使、保護のすべてに入り得る営みもあり、建物の説明を丁寧に受けたことで参加者の理解が立体的になったことがわかる
- ・現代の人権状況と結びつけると、愛生園から学ぶことの可能性が可視化される



act1-2.

## 事実を「侵害」「行使」「保護」の観点で分析する

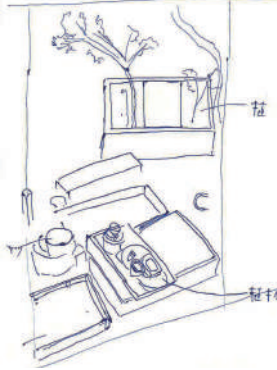
最初に「人権とは全ての人が人間らしく生きる上で、世の中に不可欠なもの」であることを確認し、レクチャーとフィールドワークからのインプットを、長島愛生園における人権状況「侵害」「行使」「保護」の3つの観点で分析しました。日本では「侵害」以外の人権はあまり語られませんが、「侵害」を否定した努力を、「行使」の観点から改めて読み解くことにより、当時の具体的な判断の意義を言語化しながら共有していきました。

「侵害」の項目が目立つのは当然ながら、多くの「行使」と「保護」が挙がり、「侵害」だけでは語れない、複雑さが示されました。また、「十坪住宅」「教育」「患者作業」「医療」などは明確に一か所に位置付けることが出来ず、プロセスの説明が不可欠であることも示唆されました。

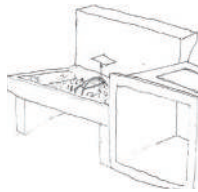
表 各グループのワークのまとめ

	侵害	行使	保護
愛生園内	<b>隔離</b> ・強制収容・終生隔離、移動の自由がない ・懲戒検束権の付与 ・懲罰を受けたり、監獄に入れられたりする <b>衣食住の自由の制限</b> ・園内通貨（現金は没収される） ・欲しいものが買えない ・十分な食事がない ・家族との生活が許されない ・十坪住宅（狭く定員を超えた居住環境） ・望む学校に行けない ・園内の名前 ・断種や墮胎等により子どもが産めない <b>職業選択の自由の制限</b> ・患者作業、労働を強制させられる <b>偏見による差別</b> ・バス等の乗車拒否・入居拒否	<b>状況を改善するよう求める</b> ・長島事件 ・長島大橋 ・プロミン獲得運動 ・国賠訴訟 ・教育機関（新良田校舎） ・園の中に公園やカラオケ集会所ができた ・結婚できる ・十坪住宅を増築した ・社会復帰できるようになった <b>入所者による自治が認められた</b> ・クラブ活動、陶芸教室など ・愛生焼きを作った ・農園を作った ・患者作業、一部の仕事が選べた ・医療が受けられる ・ゲートボールが強い ・機関紙の発行（意見の表明、討論可） <b>自治会の運営</b> <b>宗教の自由</b> ・宗教施設	・医療・看護 ・長島大橋 ・新良田校舎 ・夫婦舎 ・盲導ラジオ ・十坪住宅ができた ・納骨堂ができた ・お寺や教会ができた ・宗教の自由 ・食事の保証 ・共同浴場 ・教育機関（新良田校舎） ・収容による生存の場
愛生園外	・旧ジャニーズ問題 ・精神病院への強制入院 ・公益通報で告発者が守られていない	・漁業権の行使 ・優生保護法訴訟	・被災住宅 ・医療費の保険適用 ・生活保護 ・多目的トイレ

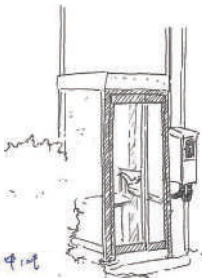
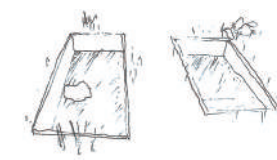
参加者によって描かれたスケッチより（一部抜粋）



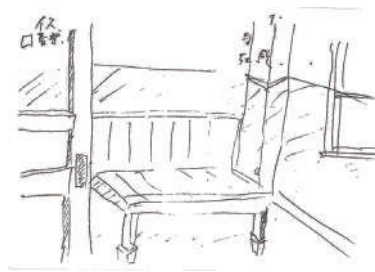
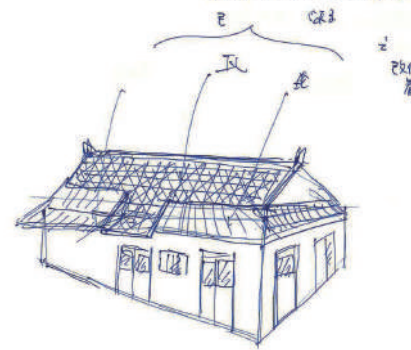
十坪住宅の屋外流し  
共同だったのか、それとも  
各住戸にあったのか



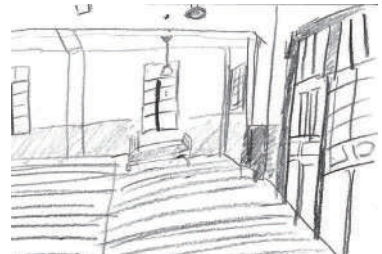
十坪住宅群の庭  
家庭菜園など生活をより良く  
する工夫がみられた



電話ボックス



旧収容所



個人作業として、フィールドワーク中に撮影しておいた「なんとなく気になったもの」を細かく丁寧に模写しました。もともと関心のあるものではなく、好奇心を喚起した「なんとなく気になったもの」を詳しく観察することで、新たな気づきが生まれることが狙いです。

「人権状況の分析」等を通じて、人の行為や判断、感情を想像したこともあり、現存する建物や風景の中にかつての人の営みや内面を想起したという表現が見えました。同じ場所を選んで別の気づきを得た人もあり、休憩時間に全員の模写を見ながらの対話も自然に生まれました。

act3. 「気になったもの」を模写する



参加者による「今後、何を自分は知るべきか」

**社会**

コミュニティ

町≠Σ(住宅)  
どうすれば「町」が再生されるのかを知りたい。

ハンセン病以外の原因の住着問題を知りたい。

**歴史**

場所の使い方が今と昔でどう違うか  
何屋と来ているのか  
ゆいの会 ボランティア活動

建築物の増築について  
海外の着者の暮らし  
なぜ伝説になったのか

入所者の暮らし  
それを支えた人々の関係性  
似たような施設の利用用の事例  
時間軸の変化

**人**

愛生園で確かに生かすために人の見直し、記憶の追体験が必要。

誰と会い、どこで、どんな話をしたい? 「治る、時々の患者運動」

ものを使われ方  
人々の暮らし  
想像する

入所者の暮らし  
ここで生きた人々の国々の物語(小説、日記...)

あがたはどんな思い/経験でここにいらしたのか?

ここは僕ら  
平和と人権  
在る知るの可能性  
世界を在る同時代を知る

入所者 同士の交流

**自分**

「表現の可能性」  
日々の中で人が受けとめてくれること

多くの解釈を知る

毎日に感謝

行間 見えていないものに探えきれていないもの

act4. 「新たな問い」を見つける

合宿全体のまとめとして、また長島愛生園における学びのポテンシャルを探るべく、自分自身への問いとして「今後、何を自分は知るべきか」を、全体で共有しました。

大まかな方向として「歴史」「社会・コミュニティ」「人」「自分」の柱が見えてきました。建物や風景と研究・資料や語りの両方を、現地に足を運び時間をかけて経験することで喚起されたものは、「病を理由とする偏見と差別の不当性、個人の尊厳と人権尊重という、すべての人類にとっての共通の重要性」の具体的な問いでした。

ハンセン病問題や愛生園への関心や知識も異なる集団でしたが、濃密で対話的な二日間を経たことで和やかで真剣な空気が醸成されており、各々の行動につながる希望を共有する時間となりました。





## ワークショップを終えて

「現地で経験しなければ、どうしてもわからないこと」があると思う。ここで出会う人々のスケールの大きい愛情の深さ、豊かな魅力もその一つ。無条件に皆と長生きたくなったり、揺れたりする。この人たちの人権をボコボコに侵害して滅茶苦茶な扱いをしてきた世の中は、あまりに未熟で悲しくなる。それでも未熟な世の中に、一緒に頑張ろうと大声で叫び続けてきた人たちが、今も未来の人のために声をふり絞って呼びかけてくれている。たこ焼きを食べながら「今度こそ世間の皆さんや地域と協力して実現せにやならん」と聞いた。「僕らを閉じ込める時は市民が皆で一致団結してやったんやで」という言葉に、連累として応える責任が私にもある。ここで人が必死に生きてきた、その証を語り伝えるために重要なことは、スケールの大きな「保全・活用」であって、別の形に容容させたり石碑に集約するような「永続化」ではない。これを合宿を経ての提言とする。

長島愛生園歴史館解説員 喫茶さざなみハウス 書生・  
ヨノナカ実習室 実習助手 スミカオリ

「生きた証を残してほしい」という入所者の方々の願いは「建物の保存」というハードの継承だけではなく、「どう残すか、なぜ残すか」を考える続けることではないかと思ひ、ワークショップを企画致しました。2023年に続き2回目の開催で、参加者に建築関係者が多いのは、出発点が「建物の保存」だったからです。今年は文学や文化人類学の視点も入り、気づきも拡がりました。参加者が「知るべきこと」をそれぞれのフィールドに持ち帰り、学びの機会をそれぞれ作っていくことができれば、それが本意の「保存」に繋がっていくと思います。この冊子が新たな問いと意見交換の場づくりの参考になれば幸いです。

株式会社ココロエー級建築士事務所代表取締役  
(NPO)ロードマップ委員会委員 片岡八重子

## 参加者の声

入所者の皆さんの背景は様々だが、人権侵害を受けながらも、強く逞しく生き抜いて来られた方ばかりで、優しさや温かさが皆さんから染み出ている。それに触れたいがために、度々私はそこへ足を運んでいた事に気がついた。20年ほど前から入所者の方との交流、ボランティア活動などを経験してきたが、今回泊りがけで参加をする事によって、学び、島時間を味わい、かつての園の方の生活や行動を想像し、何故なのか気づきを得る事ができた。

町は建物の総和ではないとの言葉が、とても印象に残った。

入所者の方の体験を一つでも多く知る事で、想像を膨らませ、自分の体験とし、それを人に伝え、物の見方や捉え方を変えながら自分の視野を広げていきたい。

島を歩く中で見聞きしたことに対する評価、価値付けが状況に応じて変化していることを感じた。仕事の選択が可能であった、住居を自分たちで改装し、改善する余地があったといった事は、島に隔離されていたということを前提にするとポジティブにも捉えられるが、島の外の生活に比べると大きく制限されている。島での出来事が語られるとき、日本や世界ではなにが起きているのか、その前後に何が起ったのか、さまざまな軸に照らしあわせ考えなければならぬと感じた。

特に印象に残っているのは、入所者の方が自力で家を建てたり増築を行っていた「十坪住宅」だ。隔離された地や厳しい環境の中で、「自力で生き抜かなければならない」という強い気持ちがあるような行動を促したのだと思った。個々の体験や学びを共有することで、多くの視点を得られ、考えが深まった。

ハンセン病によって非人間的な扱いをされ、差別や偏見に苦しんだ人たちがいたこと、それでも助け合いながら生きてきた人たちの姿を肌で感じた。コロナ禍を思い返してみても、得体の知れないものに対して危機感や不安感を持つのは避けられないことだが、憶測や偏見で判断せず、知り続けようとする事が大切だ。そして、長島愛生園やハンセン病の歴史と今を伝えようとしている人たちがいるからこそ今回の貴重な経験ができたので、長島愛生園に関わる人たちのこともっと知らなければならぬと思った。

実際に訪れて島内を歩き、当時の暮らしの痕跡を辿って写真に収めるたび、そこで起こっていたこととその背景にあった様々な事柄を知るたびに、なんとも言えない虚しさを感じた。この地であったことを後世に伝えていかなければならないと感じた。

実際の声に触れることで初めてこの歴史が風化しないために受け継いでいく役割を果たせると思った。

2023年から世界文化遺産の新類型として「記憶の場」が登録されています。これは「近年の紛争」として議論されてきたもので、20世紀初頭以降の戦争や虐殺、大規模な人権侵害を示す物証を指します。軍事政権による虐殺拠点となった博物館（アルゼンチン）やネルソン・マンデラ遺産群（南アフリカ）が登録されています。

日本では、とかくマスコミがアウシュビッツや広島島の原爆ドームを「負の遺産」として紹介し、長島のハンセン病療養所もこれに該当すると説いたりします。社会の人々が国による誤った隔離政策を支持し、ハンセン病患者やその家族への偏見と差別を助長した。よって、この負の遺産は私たちが語り継がねばならない、など。場所への偏見が差別を固定化するという事例が日本でも人権問題として今も残るにもかかわらず、生涯を終えねばならなかった、何十年も住み続けた人々がいた場所を「負の遺産」と外から単純化する。

世界遺産登録のためには、学術的な基準を満たすことと保存管理体制の確立が必要です。私は、後者は属人的な要件だと思っていました。社会の人々の理解がなければ人員と予算が確保できない。遺産の保存を支持する社会が存在することを証明する要件だと考えるに至りました。

今後の長島を保存する日常の担い手は、岡山県民や瀬戸内市民です。ラベルを貼られた「負の遺産」ではなく、「記憶の場」として、まずは日本国内の皆さんから後押しいただけることを願います。

NPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会 理事兼事務局長 釜井大資



発行日 2025年3月

編集 株式会社コロエ

執筆 中尾伸治、松岡弘之、バクミンジョン、大月敏雄、

増田里奈、スマカオリ、片岡八重子

デザイン 加藤咲

写真 kento hirase

発行 NPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

世界遺産登録に向けたロードマップ委員会

